

県道平戸田平線（平戸市高越町）の通行止め解除について

担当課	道路維持課	県北振興局道路維持第二課	県北振興局田平土木維持管理事務所
担当者名	中ノ瀬、園田	東川、福田	藤田、岩崎
電話番号	直通：095-825-0504 内線：5513	直通：095-623-1818	直通：0950-57-0562

2025年8月29日

県道平戸田平線（平戸市高越町）の通行止め解除について

県道平戸田平線（平戸市高越町）において、令和7年7月18日の豪雨により、県道に土砂が流入しており、危険な状態であったため、道路法第46条第2項に基づき、下記区間の通行止めを行っていましたが、応急対策が完了したので、令和7年9月1日午前7時より通行止めを解除いたします。なお、本対策が完了するまでは雨量等による通行規制基準を設けて供用するため、基準超過となった場合は再度通行止めを実施する場合がございます。通行規制情報については県HP「長崎県管理国県道 道路通行規制情報」

(<https://ijikanri.doboku.pref.nagasaki.jp/~kisei/dourokisei.html>) によりお知らせいたします。

記

路 線 名：県道平戸田平線

規 制 区 間：平戸市高越町（ひらどしたかごえちょう）

L=0.3km

規制解除時刻：令和7年9月1日 7時00分～

